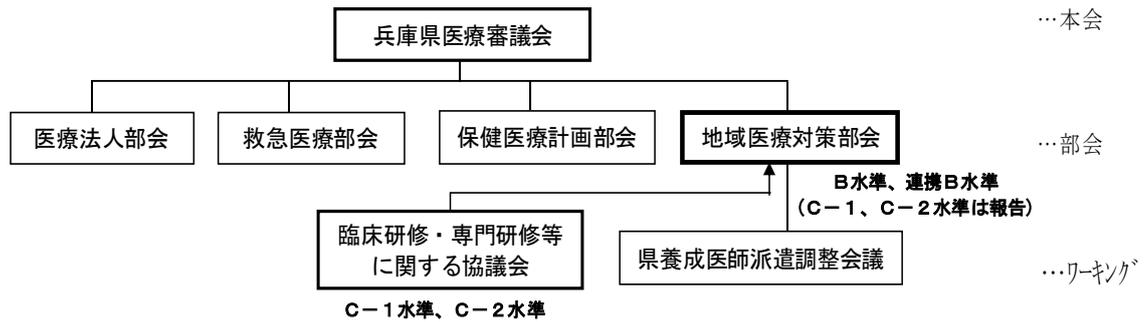


医師の働き方改革 特定労務管理対象機関の指定にかかる意見聴取

- ・令和6年4月の改正法施行に伴い、県内では 16 医療機関 が指定の取得を行った。
- ・今年度、新たに 1 医療機関 について B 水準の指定申請があったため、本部会にて意見聴取を実施。
- ・なお、今年度の申請はないが、C-1 水準、C-2 水準の指定申請の内容については『臨床研修・専門研修等に関する協議会』において意見聴取を実施。



1 特定労務管理対象機関の指定取得状況等（令和7年2月現在）

二次医療 圏域	申請件数 (既指定件数)	(水準ごとの内訳)			
		B	連携B	C-1	C-2
神戸	1 (6)	1 (6)	0 (1)	0 (3)	0 (1)
阪神	0 (3)	0 (3)	0 (1)	0 (1)	0
東播磨	0 (3)	0 (3)	0	0 (1)	0
北播磨	0 (1)	0 (1)	0	0	0
播磨姫路	0 (1)	0 (1)	0	0	0
但馬	0 (2)	0 (2)	0	0	0
丹波	0 (0)	0	0	0	0
淡路	0 (0)	0	0	0	0
県内計	1 (16)	1 (16)	0 (2)	0 (5)	0 (1)

特定労務管理対象機関の指定申請先の要件一覧

特定地域医療提供機関（B水準）

第35回兵庫県医療審議会 地域医療対策部会	資料 1-2
令和7年2月17日	

B水準

	指定要件	県立こども病院
①指定にかかる医療機能	次に掲げる医療のいずれかを提供する医療機関 第1号 救急医療 <ul style="list-style-type: none"> ・三次救急医療機関 ・二次救急医療機関 かつ「年間救急車受入件数1,000件以上又は年間での夜間・休日・時間外入院件数500件以上」かつ「医療計画において5疾病6事業の確保のために必要な役割を担うと位置付けられた医療機関」 第2号 居宅等における医療 第3号 地域において当該病院又は診療所以外で提供することが困難な医療	<ul style="list-style-type: none"> ●第3号 ・小児専門病院 ・総合周産期母子医療センター ・小児救命救急センター ・小児がん拠点病院及びがんゲノム連携病院
②労働時間短縮計画 ※評価センターにおいて確認済	<ul style="list-style-type: none"> ・当該病院または診療所に勤務する医師その他関係者の意見を聴いて作成されたものであること。 ・次に掲げる事項が全て記載されていること (ア) 当該病院または診療所に勤務する医師の労働時間の状況 (イ) 当該病院または診療所に勤務する労働が長時間にわたる医師の労働時間の短縮に係る目標 (ウ) 当該病院又は診療所に勤務する医師の労務管理及び健康管理に関する事項 (エ) その他医師の労働時間短縮に関する事項 	<p>(ア) (イ) 時間外年960時間超の医師 【令和5年度実績】→【令和6年度目標】→【計画期間終了時目標】 3診療科0名 3診療科21名 3診療科19名 ※令和6年度は許可を得られない宿日直許可は全て超勤時間として算定したことから、時間外年960時間超の医師数は増加しているが、令和6年度目標→計画期間終了時目標の時間外960時間超医師数、平均時間及び最長時間は減少</p> <p>(ウ) ・ICカード方式の勤怠管理システムにより在院時間を客観的に把握するとともに、毎月20日時点の超過勤務時間数を把握し、月単位での労働時間管理を強化する。また、20日時点で80時間超の職員については、面接指導を実施する。 ・連続勤務時間制限、勤務間インターバル確保及び代償休息の取得を可能とする勤務体制とし、対象医師への面接指導を実施する。</p> <p>(エ) ・医師業務のタスク・シフト/シェアについて、外来診察前患者面談（薬剤師外来）を実施するとともに、入院支援センターを設置し、入院前の検査や様々な説明を多職種で実施</p>
③追加的健康確保措置の実施体制 ※評価センターにおいて確認済	<ul style="list-style-type: none"> ・法第108条第1項の規定による面接指導ならびに法第123条第1項および第2項後段の規定による休息時間の確保（勤務間インターバル、代償休息の付与）を行うことができる体制が整備されていること。 	体制整備済であることを申請資料にて確認
④労働法規違反の有無	<ul style="list-style-type: none"> ・労働に関する法律（労働基準法、最低賃金法のうち法施行令第14条で定めるもの）の違反に関し、刑事訴訟法の規定による送致等が行われ、その旨の公表が行われたものであって指定申請時において送致等から1年を経過していないこと 	無 (誓約書にて確認)
⑤第三者機関による評価結果	医療機関勤務環境評価センターから送付される評価結果を踏まえること。	【全体評価】適 医師の労働時間短縮に向けた医療機関内の取組は十分に行われているが、労働時間短縮が進んでいない。
【参考】 長時間労働の必要性	特定の業務により医師をやむを得ず長時間従事させることが必要な理由	<ul style="list-style-type: none"> ・総合周産期母子医療センターとして、24時間常時医師の配置が必要となるが、診療体制（医師数）の関係から、交代制勤務が困難である。また、重症患者に対応のため、頻回な容体管理や検査等の業務が生じ、断続的な宿直又は日直勤務許可の取得が困難であることから、長時間労働とならざるを得ない。 ・小児救命救急センターとして、重篤な患者の受入れにより、頻回な容体管理や検査等の業務が生じ、断続的な宿直又は日直勤務許可の取得が困難であることから、長時間労働とならざるを得ない。

※申請書に記載された内容から、指定にかかる要件に該当する事項を抜粋

- これまでの我が国の医療は**医師の長時間労働**により支えられており、今後、医療ニーズの変化や医療の高度化、少子化に伴う医療の担い手の減少が進む中で、医師個人に対する負担がさらに増加することが予想される。
- こうした中、医師が健康に働き続けることのできる環境を整備することは、医師本人にとってはもとより、患者・国民に対して提供される**医療の質・安全**を確保すると同時に、**持続可能な医療提供体制**を維持していく上で重要である。
- **地域医療提供体制の改革**や、各職種の専門性を活かして患者により質の高い医療を提供する**タスクシフト/シェアの推進**と併せて、医療機関における**医師の働き方改革**に取り組む必要がある。

現状

【医師の長時間労働】

病院常勤勤務医の約4割が年960時間超、約1割が年1,860時間超の時間外・休日労働

特に救急、産婦人科、外科や若手の医師は長時間の傾向が強い

【労務管理が不十分】

36協定が未締結や、客観的な時間管理が行われていない医療機関も存在

【業務が医師に集中】

患者への病状説明や血圧測定、記録作成なども医師が担当

目指す姿

労務管理の徹底、労働時間の短縮により医師の健康を確保する



全ての医療専門職それぞれが、自らの能力を活かし、より能動的に対応できるようにする



質・安全が確保された医療を持続可能な形で患者に提供

対策

長時間労働を生む構造的な問題への取組

医療施設の**最適配置**の推進

(地域医療構想・外来機能の明確化)

地域間・診療科間の**医師偏在**の是正

国民の理解と協力に基づく**適切な受診**の推進

医療機関内での医師の働き方改革の推進

適切な**労務管理**の推進

タスクシフト/シェアの推進

(業務範囲の拡大・明確化)

一部、法改正で対応

<行政による支援>

- ・医療勤務環境改善支援センターを通じた支援
- ・経営層の意識改革 (講習会等)
- ・医師への周知啓発 等

時間外労働の上限規制と健康確保措置の適用 (2024.4～) **法改正で対応**

地域医療等の確保

医療機関が医師の労働時間短縮計画の案を作成

評価センターが評価

都道府県知事が指定

医療機関が計画に基づく取組を実施

医療機関に適用する水準	年の上限時間	面接指導	休息時間の確保
A (一般労働者と同程度)	960時間	義務	努力義務
連携B (医師を派遣する病院)	1,860時間		義務
B (救急医療等)	※2035年度末を目標に終了		
C-1 (臨床・専門研修)	1,860時間		
C-2 (高度技能の修得研修)			

医師の健康確保

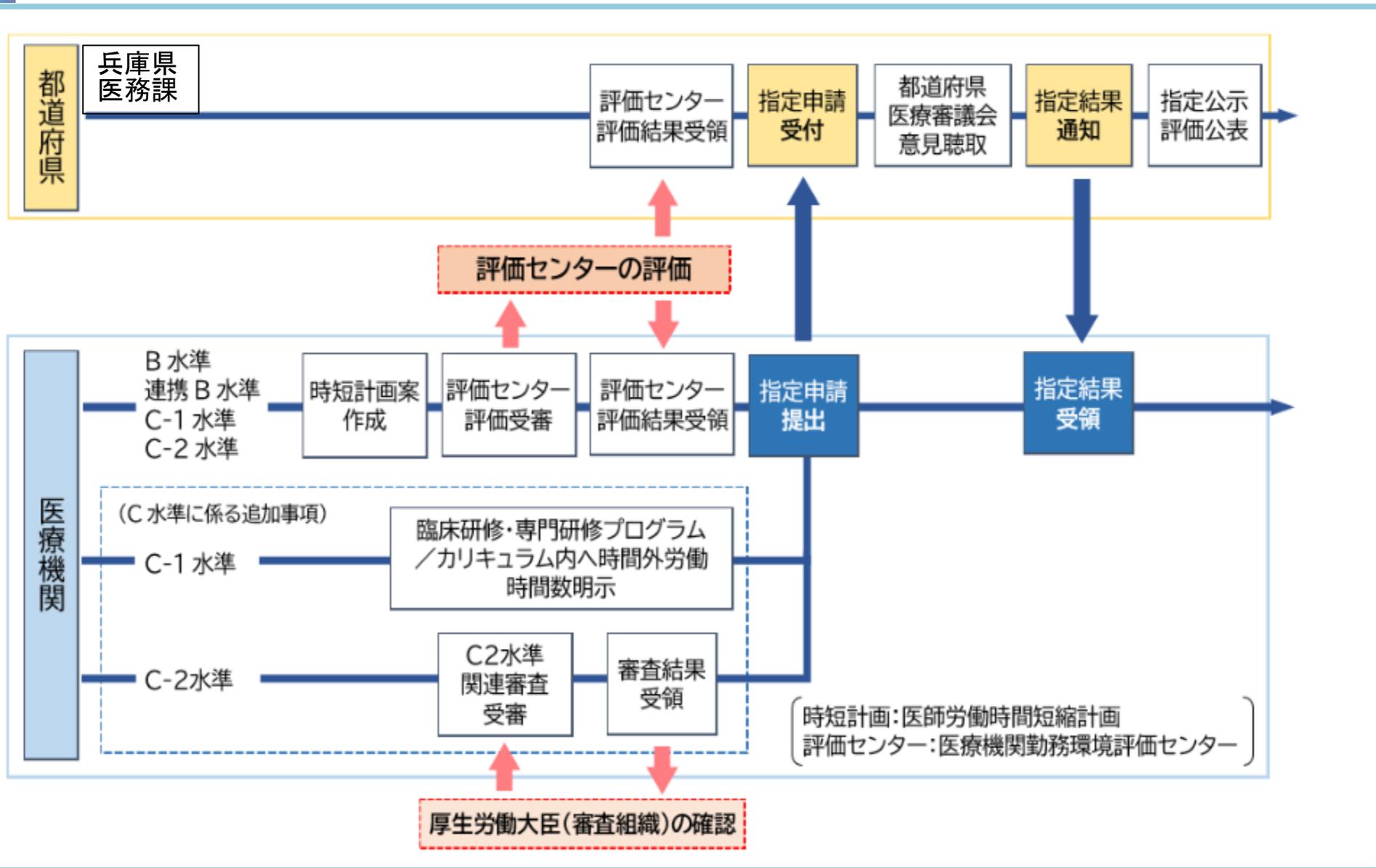
面接指導

健康状態を医師がチェック

休息時間の確保

連続勤務時間制限と勤務間インターバル規制 (または代償休息)

B・連携B・C-1・C-2水準の指定に係る都道府県・医療機関の流れ



特定労務管理対象機関一覧（令和6年4月1日時点）

圏域	医療機関名	B	連携B	C-1	C-2
神戸	神戸市立医療センター中央市民病院	○		○	
	神戸労災病院	○			
	神戸大学医学部附属病院	○	○		○
	神鋼記念病院	○			
	神戸掖済会病院	○		○	
	神戸市立西神戸医療センター	○		○	
阪神	関西労災病院	○		○	
	県立尼崎総合医療センター	○			
	兵庫医科大学病院	○	○		
東播磨	明石医療センター	○		○	
	大西脳神経外科病院	○			
	加古川中央市民病院	○			
北播磨	北播磨総合医療センター	○			
播磨 姫路	県立はりま姫路総合医療センター	○			
但馬	公立豊岡病院組合立豊岡病院	○			
	公立八鹿病院	○			

16

16

2

5

1

（指定後）

◆指定に基づき、
病院は36協定を締結

◆指定一覧及び
評価センターの評価結果
等を県ホームページにて
公表

◆指定後は時短計画
の進捗を県に報告

◆指定期間は3年

医師労働時間短縮計画のPDCAサイクルの全体像（イメージ）

- 医療機関の「医師労働時間短縮計画」の年間のPDCAサイクルのイメージは以下のとおり。
- 第3四半期頃に進捗状況の確認、第4四半期中に暫定評価、計画の変更。年度始期より計画を開始。第1四半期に最終評価。

